

# 再生土条例及び規則の構造

目的 (1条) ①県民の生活の安全の確保 ②地域の生活環境の保全

↑施行規則で規定される  
主な事項

## 定義 (2条)

①再生土の埋立て等：再生土(燃え殻、汚泥等の産業廃棄物を脱水等の処理を行い、土砂と同様の形状を有するもの)による土地の埋立て、盛土等の堆積を行う行為(廃棄物処理法の適用を受ける一定の行為等を除く)

### 規則で定める産業廃棄物

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ばいじん等

### 規則で定める「再生土の埋立て等」から除く行為

・廃棄物処理法の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又は処分として行う再生土の堆積等  
・産業廃棄物の処理により生じた物を処理した場所で保管するための堆積  
・舗装工事として行う堆積

②特定埋立て等：再生土の埋立て等に供する区域の面積が500m<sup>2</sup>以上の再生土の埋立て等

## 直接的な手段

埋立て面積  
500m<sup>2</sup>未満

埋立て面積  
500m<sup>2</sup>以上  
(特定埋立て等)

### 環境影響の防止措置 (4条)

・規則で定める基準に適合する再生土の使用

○水素イオン濃度:pHが8.5以下  
○塩化物イオン濃度:検液1Lにつき500mg以下

・再生土の埋立て等に供する区域以外へ流出する水が規則で定める基準に適合するよう規則で定める措置

○水素イオン濃度  
・舗装等により表面を覆うこと  
・埋立て等の区域の地盤を掘削した土砂で、表面を30cm以上覆うこと  
・pHを小さくするための設備を設けること等  
○塩化物イオン濃度  
・舗装等により表面を覆うこと  
・塩化物イオンを除去する設備を設けること等

### 崩落等の防止措置 (3条2項)

・施工方法等に関し規則で定める措置

○一時堆積以外の場合  
・高さ、のり面の勾配  
5m以下→1:1.5以上  
5m~10m→1:1.8以上  
10m超→安定計算を行い、安全が確保される勾配  
・くい打ち、段切り、排水溝の設置、締固め等  
○一時堆積の場合  
・高さ5m以下及びのり面1:1.8以上の勾配

○適用除外(3条3項)  
・他法令により崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているもの

・森林法、都市計画法の許認可等

## 届出 (5条)

・再生土の埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面、その他の規則で定める書類

・再生土の性状に関する書面  
・施工計画書等

○適用除外(5条1項) ・公共工事等

## 台帳の作成 (6条)

・製造事業者、販売事業者の名称等

## 施工管理

### 定期報告 (7条)

・再生土の量等の報告

・3条2項、4条の措置等

・3か月ごとの報告

・10日以内の報告

・再生土の埋立て等に供する区域以外へ流出する水の水質検査の報告

・県立会のもと採取

・3か月ごとの報告

・1か月以内の報告

## 透明性確保

関係書類等の縦覧 (8条)

標識の掲示 (9条)

## 終了の届出 (10条)

関係書類等の保存 (11条)

## 崩落等の防止措置 (3条1項)

・崩落等しないように必要な措置

## 実効性の確保手段

### 措置命令等 (12条)

①崩落等防止措置の違反又は災害発生防止のため緊急の必要があると認められる場合

→停止命令・撤去命令・措置命令

②環境影響防止措置の違反、かつ、環境影響の支障が生じていると認められる場合

→措置命令

### 報告徴収 (13条)

### 立入検査 (14条)

罰則 (17~18条) ・命令違反→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

・届出違反等→30万円以下の罰金

両罰規定 (19条)、過料 (20条)

規則委任 (16条)

市町村との関係 (15条、附則2項)

・独自に施策を講じる場合は適用除外の申出

施行期日 (附則1項)

平成31年4月1日

経過措置 (附則3~5項)